

○常総衛生組合年齢60年に達する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則

〔 令和5年3月30日
常総衛生組合規則第3号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、年齢60年に達する職員の任用及び給与に関する措置その他必要な情報の提供（以下「情報の提供」という。）及び同項の規定による勤務の意思の確認（以下「勤務の意思の確認」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認については、常総市年齢60年に達する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則（令和5年常総市規則第12号）の規定の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。